



大沢裁判員「その時の被告人の気持ちになって、みんなで考えてみませんか」

裁判員と裁判官は、被告人がどんな思いで刺したのか、状況を整理してみました。被告人は、被害者から婚約者に手を出され、さらに婚約者の前で殴られるという強い屈辱を受けました。いつもは穏やかな人間でも、そんな状況に置かれたらその瞬間カッとなって、相手が死んでもかまわないという思いになることがあるのではないか。全員の意見が一致しました。

◆結論

殺意あり（被害者が死んでしまうかもしれないという思いはあったけれども、あえて刺した）。

3. 量刑

◆どうやって刑を決めればいいのか…



傷害罪ではなく殺人未遂罪が成立することに決まりましたが、ひとことで殺人未遂といっても、どのように刑を決めればいいのかは難しい問題です。

そこで、まずは、今回と似ている他の事件ではどのような刑になっているのかを確認することから始めることにしました。すると、実刑にした事件と執行猶予にした事件があることが分かり、どちらにするかが問題になりました。

松井裁判員「確かに許すとは言ってたけど、それって本当かしら」

田村裁判官は、被害者が許すといっていることなどを理由に執行猶予でいいのではないかという意見を言いました。でも、被害者はどのような心理から許すといったのでしょうか。これが松井裁判員の疑問です。被害者は、自信家で、自分のところに婚約者が戻ってくると思っているのではないかと。そうすると、また三角関係がはじまって、今度こそ被告人が被害者を殺すのではないかと。そのような考えが頭をよぎります。しかし、被告人とやり直すという婚約者の確固たる覚悟も見えています。

実刑にすべきか執行猶予にすべきか、意見が割れます。



千葉裁判員「あの…ちょっとお茶を飲んでもいいですか」

実刑にすべきかという意見の千葉裁判員が意を決したように席を立ちました。

そして、9人が最終的にたどり着いた結論とは…。

今回の事件の判決書（もちろん架空のものですが…）を裁判員制度ウェブサイトに掲載しました。興味のある方は是非御覧ください。

◆判決宣告を終えて



藤原裁判長「裁判員制度は、裁判員と裁判官が一つのチームとなって、協力し合い、充実した議論をして、良い結論を出す、協働作業だと思っています。私も、これまで以上に、新鮮な気持ちで判決を言い渡すことが出来ました」

裁判員と裁判官が真剣に議論すれば、必ずや納得のできる結論が導き出せるはずです。そして、裁判員の方も裁判に参加する負担感に勝る充実感を得ることができることでしょう。

○ 裁判員はどのように選ばれるのですか？

まず、衆議院議員の選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判員候補者名簿を作ります。次に、事件ごとに、この名簿の中からその事件の裁判員候補者を、くじで選びます。そして、裁判所での質問手続を経て、裁判員が選ばれます。

○ どのような事件を担当するのですか？

対象となる事件は、国民の関心が高い重大な刑事事件です。例えば、①殺人罪、②強盗致死傷罪（強盗が人にけがをさせたり、死亡させた場合）、③傷害致死罪（人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合）、④現住建造物等放火罪（人の住む家に放火した場合）、⑤身の代金目的誘拐罪（身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合）などです。

○ 裁判員の仕事はどのようなものですか？

① 公判に出席する

裁判員に選ばされると、他の裁判員や裁判官と一緒に、刑事事件の審理（公判）に出席します。その際、証拠を見たり、証人の話を聞いたりします。裁判員から、証人等に質問することもできます。

② 評議をする

証拠に基づいて、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にすべきかを、他の裁判員や裁判官と一緒に議論して決めます。

③ 判決宣告に立ち会う

判決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告をします。裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。

裁判員制度ウェブサイトでは、以上のような疑問のほか、裁判員制度や刑事裁判の流れについての説明や、お子様でも楽しめる子供向けコーナーもあります。是非御覧ください。

<http://www.saibanin.courts.go.jp/>